

令和8年9月議会 福祉都市委員会報告資料

ページ

1	福岡市バリアフリー基本計画（案）について	…	1
2	高齢者乗車券交付事業等の充実について	…	6
3	庁用自動車による事故報告について（第一報）	…	8

福祉局

福岡市バリアフリー基本計画（案）について

1 計画の基本事項

（１）計画の改定

福岡市バリアフリー基本計画（目標年次 2025 年（令和 7 年度））は、「誰もが思いやりを持ち、すべての人にやさしいまちづくり」に向け、ハード・ソフト一体的なバリアフリー化を計画的に推進していくために策定していたところ、関係法令の改正等を踏まえ計画を改定するもの。

（２）計画の位置づけ等

○バリアフリー法の「移動等円滑化促進方針」及び「基本構想」の位置づけを持つ

○今回改定の経緯

令和 8 年 4 月 国の基本方針施行

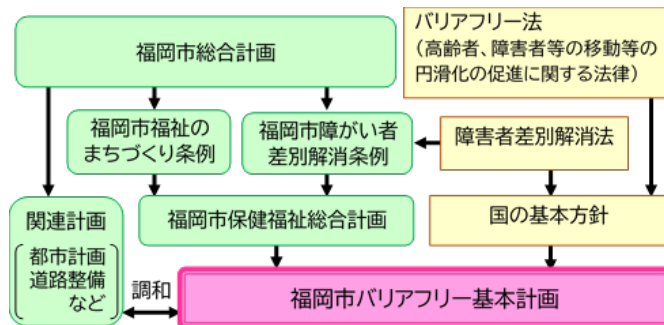
7 月 市バリアフリー推進協議会

9 月 福祉都市委員会報告

10 月 パブリックコメント実施

12 月 市の基本計画改定

○目標年次 2030 年度（令和 12 年度）



2 これまでの取組み

（１）ハード面の取組み

バリアフリー化は着実に進展

施設区分		実績（令和 7 年度末累計）
旅客施設	鉄道駅、バス・航空旅客・旅客船ターミナル	81 施設中 67 施設の整備完了
生活関連経路（道路）		整備対象 53.9km のうち 52.1km（96.6％）の整備完了
交通安全事業：信号機（重点整備地区内）		242 箇所全ての整備完了
その他道路関係		エスコートゾーンの設置 145 か所 バス停部歩道のマウントアップ 223 か所 バス停等へのベンチの設置 737 か所
車両等	福岡市地下鉄車両	国の基準への適合率 100％
	乗合バス（ノンステップバス）	596 台導入（49％）
	ユニバーサルデザインタクシー	1,285 台導入（28％）
公園	園路及び広場	67％の整備完了
	駐車場	100％の整備完了
	障がい者対応型便所	68％の整備完了

（２）ソフト面の取組み

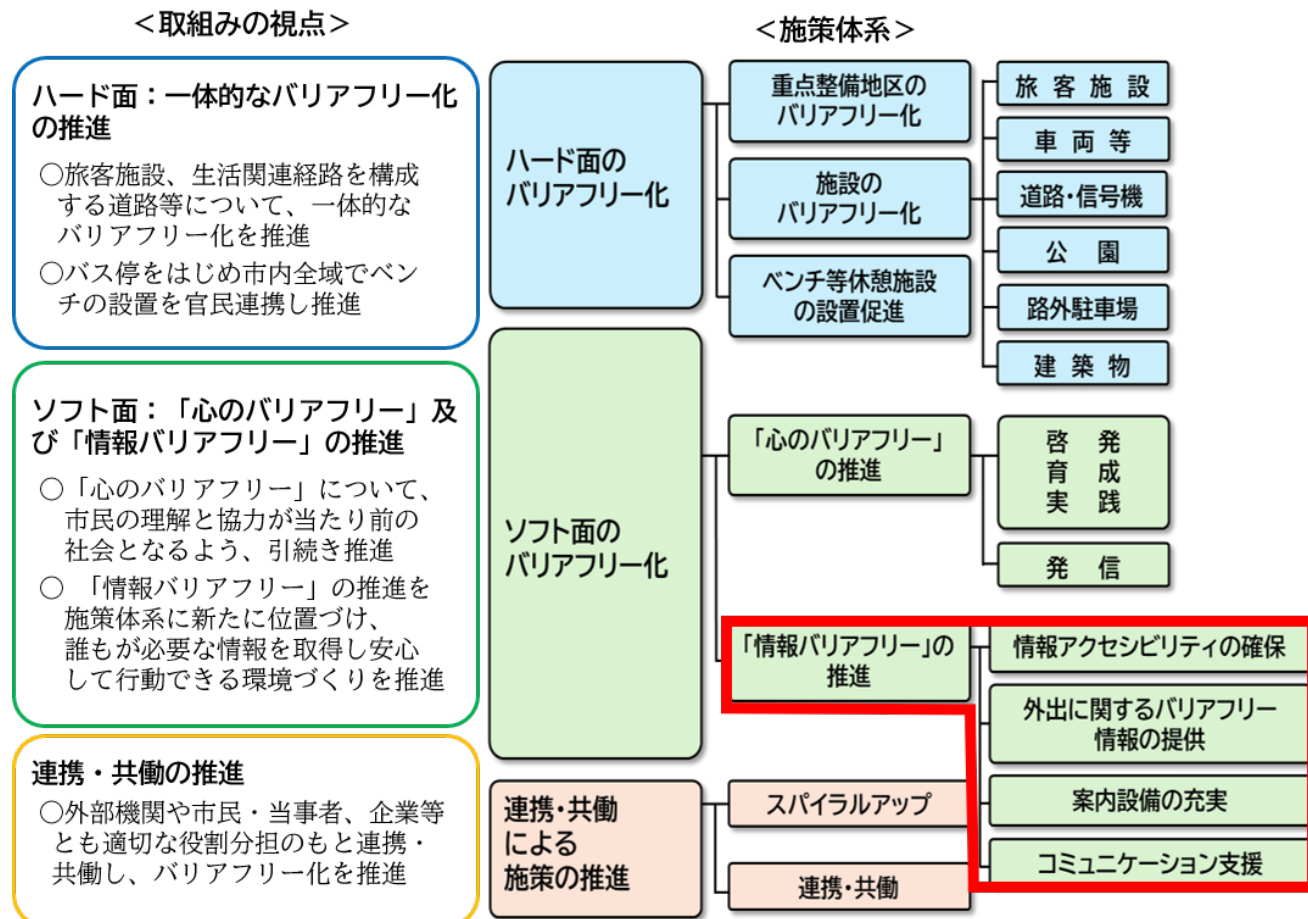
広報紙の発行や出前講座の実施などの「心のバリアフリー」を推進するとともに、外出先の施設におけるバリアフリー設備やサービスの情報等を容易に取得できる環境整備を推進

3 次期計画の主な内容

(1) 基本理念

誰もが思いやりを持ち、すべての人にやさしいまちづくり

(2) 取組みの視点と施策体系



(3) 国の目標

市は、国の基本方針において示された整備目標を踏まえ、バリアフリー化を推進していく。

<新設・拡充された主な目標>

- 鉄道駅のバリアフリー指標に「障がい者対応型券売機」及び「拡幅改札口」の設置に関する項目を新設
- バスターミナルについて、2,000人以上/日（改正前：3,000人以上/日）の施設を原則100%バリアフリー化
- 重点整備地区内の生活関連経路（道路）のうち約77%（改正前：70%）をバリアフリー化
- 大規模な建物（2,000㎡以上の公共特別特定建築物）について、建築工事前に、当事者参画の取組みを実施する割合を原則100%との目標を新設
- 「心のバリアフリー」に関する指標を新設
 - ①「障がいの社会モデル※」の理解度 約60%
 - ②障がいのある人へ支援をしようとする人の割合 原則100%
 - ③多様な他者とコミュニケーションをとって行動しようとする人の割合 原則100%

※障がいの社会モデル：障がい者が日常生活又は社会生活で受ける様々な制限は、心身の機能の障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生じるものという考え方

(4) 施設のバリアフリー化の更なる推進

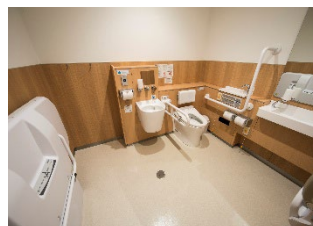
○重点整備地区を追加し、国の基本方針や整備基準を踏まえ、生活関連施設や生活関連経路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に進めていく。



障がい者対応型券売機



拡幅改札口



障がい者対応型便所



歩道の整備

< 重点整備地区の設定 >

- 生活関連施設候補※が概ね 1km の徒歩圏内に 3 つ以上集積している地区を、優先的に整備が必要な重点整備地区（かつ移動等円滑化促進地区）として設定
- 生活関連施設候補の増加に伴い、既存の 22 地区に海の中道公園地区、和白地区、九州大学箱崎キャンパス跡地地区の 3 地区を新たに加え、25 地区を設定
- 既存の 8 地区についても区域を拡大

※相当数の高齢者、障がい者等が利用する施設（駅、ターミナル、官公庁等施設、福祉施設、病院、商業施設など）

(5) 「情報バリアフリー」の推進

① 体系の追加

高齢者、障がい者等が必要とする情報を取得できる環境整備やコミュニケーション手段の充実の重要性を踏まえ、新たに「情報バリアフリー」の推進を施策体系に位置づけ

② 取組内容

「情報アクセシビリティの確保」「外出に関するバリアフリー情報の提供」「案内設備の充実」「コミュニケーション支援」の 4 つの方向性から、取組みを推進します。

ア 情報アクセシビリティの確保

音声、点字、字幕、手話、多言語対応など、誰もが必要な情報を円滑に取得し、活用できる環境づくりを推進

イ 外出に関するバリアフリー情報の提供

エレベーターやバリアフリースイレ等の情報の提供など、誰もが安心して外出できる環境づくりを推進

ウ 案内設備の充実

ピクトグラムを活用や多言語対応した案内表示など、誰もが安心して円滑に移動できる環境づくりを推進

エ コミュニケーション支援

手話通訳者の派遣、認知症コミュニケーション・ケア技法「ユマニチュード®」の普及など、障がいや言語の違いに関係なく、円滑に意思疎通を図ることができる環境づくりを推進

参考資料 1：国の基本方針において拡充された主な目標一覧

施設等	項 目	変更された国の整備目標 (令和 7 年度末まで→令和 12 年度末まで)
鉄道	障がい者対応型券売機の設置 拡張改札口の設置	目標値なし → 原則 100%
	車両のバリアフリー化率	総車両の約 70% → 約 80%
バス	バリアフリー化対象ターミナルの規模	3,000 人以上/日 → 2,000 人以上/日
	ノンステップバスの導入率	総車両の約 80% → 約 90%
旅客船	旅客船のバリアフリー化率	総隻数の約 60% → 約 70%
道路	生活関連経路のバリアフリー化率	約 70% → 約 77%
路外 駐車場	車椅子使用者用駐車施設の設置基準 新基準※に適合した率	必要数 1 以上→駐車場規模に応じた必要数(新基準※) 目標値なし → 約 35%
建築物	2,000 ㎡以上の特別特定建築物 のバリアフリー化率	総ストックの約 67% → 約 70%
	2,000 ㎡以上の公共建築物工事で 当事者参画を実施した割合	目標値なし → 原則 100%
心の バリア フリー	「障がいの社会モデル」の理解度	目標値なし → 約 60%
	障がいのある人へ支援をしようとする 人の割合	目標値なし → 原則 100%
	多様な他者とコミュニケーションを とって行動しようとする人の割合	目標値なし → 原則 100%

参考資料 2：重点整備地区（移動等円滑化促進地区）

各地区の詳細については、別冊参照（P69～）

番号	地区名	番号	地区名	番号	地区名
1	香椎花園周辺地区	10	唐人町地区	19	伊都地区
2	香椎地区	11	地行浜地区	20	千早地区（☆）
3	箱崎地区	12	高宮地区	21	橋本地区（☆）
4	吉塚地区（☆）	13	大橋地区	22	アイランドシティ地区（☆）
5	雑餉隈地区	14	別府地区	23	海の中道公園地区（★）
6	博多・中央ふ頭地区（☆）	15	西新地区	24	和白地区（★）
7	都心部地区	16	藤崎地区	25	九州大学箱崎キャンパス跡地地区（★）
8	赤坂地区（☆）	17	百道浜地区		
9	大濠公園地区（☆）	18	姪浜地区（☆）		

※（☆）：区域拡大地区、（★）：追加地区

参考資料３：福岡市バリアフリー基本計画（案）に係るパブリック・コメントの実施について

１ 意見募集の主旨

「福岡市バリアフリー基本計画」は、バリアフリー法及び「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき、「誰もが思いやりを持ち、すべての人にやさしいまちづくり」という基本理念によるまちづくりに向け、ハード・ソフト一体的なバリアフリー化を計画的に推進していくために策定したものである。

関係法令の改正等を踏まえ、目標年次を 2030 年度（令和 12 年度）とする計画として改定することとし、計画のパブリック・コメント案をとりまとめたため、福岡市情報公開条例及び福岡市パブリック・コメント手続要綱に基づき、市民の意見を募集するもの。

２ 実施要領

（１）意見募集期間

令和 8 年 10 月 1 日（木）～令和 8 年 10 月 30 日（金）

（２）閲覧・配布場所

以下の場所で閲覧・配布するとともに、本市ホームページに掲載する。

<閲覧・配布場所>

福祉局地域共生課（市役所 12 階）、情報公開室（同 2 階）、情報プラザ（同 1 階）、
各区情報コーナー、入部出張所、西部出張所

（３）募集方法

電子メール、FAX、郵便、窓口への持参

（４）広報

市政だより 10 月 1 日号及び本市ホームページへ掲載

高齢者乗車券交付事業等の充実について

高齢者乗車券交付事業等について、主要な公共交通機関の運賃上昇を踏まえ、令和９年度からの充実に向けた検討を行っており、その状況を報告するもの。

1 高齢者乗車券交付事業の概要

- ・ 高齢者の社会参加促進を目的とし、福岡市に住民登録をしている満 70 歳以上で、介護保険料所得段階区分が 1 ～ 7 の方を対象に、年に 1 回交付
- ・ 例年 7 月に申請を案内し、受付を開始。助成期間は、当該年 10 月から翌年 9 月まで

【乗車券の種類】	交通用福祉 I C カード、タクシー助成券、その他共通利用券
【令和 7 年度対象者数】	236, 547 人
【令和 7 年度交付者数】	157, 983 人
【令和 8 年度予算額】	2, 022, 538 千円
【令和 8 年度交付額】	申請月と介護保険料所得段階（下記 4 を参照）により、以下の額を交付

申請月	R8 年 7～12 月	R9 年 1～3 月	R9 年 4～6 月	R9 年 7～9 月
所得段階 1 ～ 5	12, 000 円	9, 000 円	6, 000 円	3, 000 円
所得段階 6 ・ 7	8, 000 円	6, 000 円	4, 000 円	2, 000 円

2 令和 9 年度からの充実について

- (1) 所得段階 1 ～ 5 について、上限額 12, 000 円を 15, 000 円に変更する。
- (2) 所得段階 6 ・ 7 について、上限額 8, 000 円を 10, 000 円に変更する。
- (3) 福祉乗車券*についても、高齢者乗車券と同様の充実を行う。

*重度障がい者等（身体障害者手帳 1 ～ 3 級の方等）に交通機関の乗車券等を交付する事業。
交付額は高齢者乗車券と同じ。令和 7 年度交付者数 15, 830 人、8 年度予算額 342, 164 千円。

3 今後の取組み

令和 9 年度の予算編成に向けて、事業内容を取りまとめるとともに、令和 8 年度中に必要なシステム改修等に着手する。

4 参考

介護保険料所得段階及び高齢者乗車券交付事業の対象となる所得段階

所得段階	区分	高齢者乗車券 交付額
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が82万6,500円以下の人	上限 12,000円
第2段階	本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が82万6,500円を超え120万円以下の人	
第3段階	本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える人	
第4段階	本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が82万6,500円以下の人	
第5段階	本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が82万6,500円を超える人	
第6段階	本人の合計所得金額が125万円以下の人	上限 8,000円
第7段階	本人の合計所得金額が125万円を超え200万円未満の人	
第8段階	本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	対象外
第9段階	本人の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	
第10段階	本人の合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	
第11段階	本人の合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	
第12段階	本人の合計所得金額が600万円以上700万円未満の人	
第13段階	本人の合計所得金額が700万円以上800万円未満の人	
第14段階	本人の合計所得金額が800万円以上900万円未満の人	
第15段階	本人の合計所得金額が900万円以上の人	

庁用自動車による事故報告について（第一報）

事 故 報 告 書（ 第 一 報 ）

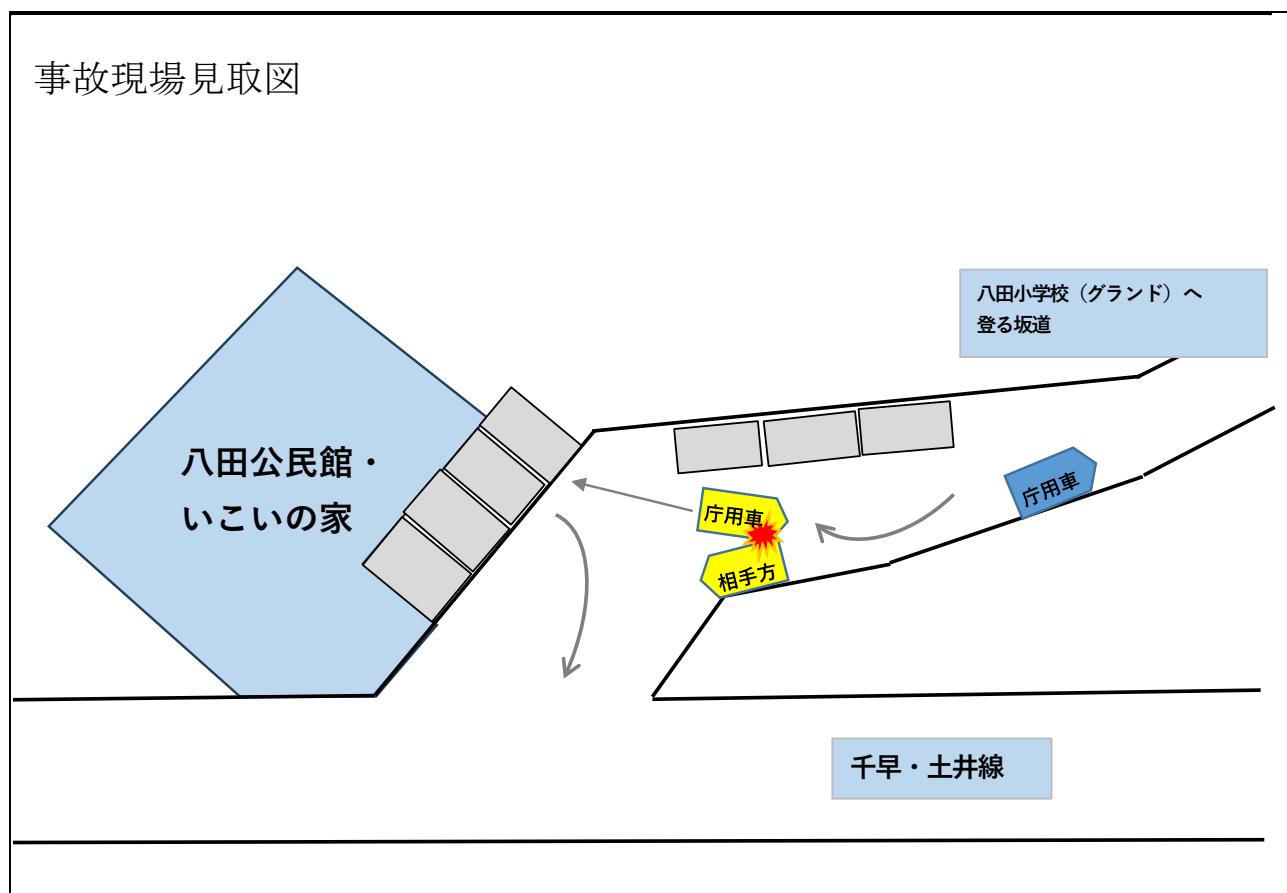
事故発生日時	令和８年８月２７日（木曜日）午前１０時５０分頃 天候：晴れ		
事故発生場所	福岡市東区八田二丁目１６番２０号		
相 手 方	住 所	(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる おそれのある情報については、掲載しておりません。	
	氏 名		
事故の概要	令和８年８月２７日午前１０時５０分頃、東区保健福祉センター福祉・ 介護保険課の職員が、八田いこいの家（公民館と合築）での業務を終え帰 庁するために、車体の向きを変えたうえで公道へ出ようと、公民館の建物 前の空き駐車スペースに向けてバックで進んだところ、左側後方に気を取 られ、車両右側の確認が不足し、庁用自動車右側に駐車していた相手方車 両と接触し、相手方車両の右側後方バンパーと庁用自動車の右側前方ドア 部分を損傷させたもの。		
損害の程度	相 手 方	人的損傷	なし
		物的損傷	右側後方バンパーの損傷
	市 側	人的損傷	なし
		物的損傷	右側前方ドアの損傷
損害賠償額は現在調査中			

位置図



現場の状況

事故現場見取図



損傷箇所写真(市側)



損傷箇所写真(相手方)



事故現場写真

